

一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の会員に関し、定款に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(入会手続)

第2条 協会の会員になろうとする者は、入会申込書（様式第1号）により申込みをし、会長の承認を得なければならない。

2 協会への入会の可否は、次に掲げる基準に従い会長が決定する。

- (1) 入会者が成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
- (2) 入会者（法人の場合は、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

3 会長は、入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（様式第2号）を入会者に通知するものとする。

(会費)

第3条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、年会費1口1万円とし、2口以上とする。
- (2) 賛助会員は、年会費1万円とする。

2 会員は、総会終了後定められた期日までに、会費を納入しなければならない。ただし、新規加入の場合は、入会と同時に会費を納入するものとする。

3 既納の会費は、返納しないものとする。

(会費の納入方法)

第4条 会費は、現金払又は口座振込の方法により納入しなければならない。

(退会届)

第5条 会員は、退会届（様式第3号）を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(変更届)

第6条 会員は、入会申込書に記載した内容に変更が生じた場合には、速やかに変更届（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

(委任)

第7号 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号

入 会 申 込 書

年 月 日

一般社団法人

宇都宮観光コンベンション協会会長 様

貴協会の趣旨に賛同し、会員として入会を申し込みます。

会員種別	<input type="checkbox"/> 正会員 ※正会員は、総会の議決権があります。			
	<input type="checkbox"/> 賛助会員			
氏名又は 団体名	フリガナ			
指定代表者 (役職・氏名)	※正会員の場合、記載された方が議決権を行使する方となります。			
	フリガナ			
住 所	〒 ー			
連絡先	電話	()	FAX	()
E - mail				
担当者 (役職・氏名)				
会費の口数	<input type="checkbox"/>	正会員として申し込みする場合のみ、ご記入ください 1口1万円/2口以上		

◆特に退会届の提出がない場合は、次年度より自動継続更新となります。

様式第3号

退 会 届

年 月 日

一般社団法人
宇都宮観光コンベンション協会会長 様

今般、下記の理由により貴協会を退会するのでお届けします。

会員名	フリガナ			
指定代表者 (役職・氏名)	⑩			
住 所	〒 ー			
連絡先	電話	()	FAX	()
退会理由				

様式第4号

変 更 届

年 月 日

一般社団法人
宇都宮観光コンベンション協会会長 様

入会申込書の内容に変更がありましたので、届出をします。

	変 更 前	変 更 後
会員名	フリガナ	フリガナ
指定代表者 (役職・氏名)		
住 所		
電話番号	()	()
FAX番号	()	()
E-mail		